

都市計画説明会に関する記録

(千葉県都市計画公聴会等運営要綱第12条第2項に基づく記録)

項 目		内 容
(1)	素案の種類及び名称	<p>千葉都市高速鉄道及び都市計画道路の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉都市高速鉄道 都市モノレール第1号線 千葉都市計画道路9・6・1号 中央港青葉町線 千葉都市計画道路3・5・14号 中央今井町線 千葉都市計画道路3・4・36号 西千葉駅稲荷町線 千葉都市計画道路3・4・80号 本町星久喜町線 千葉都市計画道路7・5・3号 市場町亥鼻線 千葉都市計画道路7・5・11号 末広千葉寺町線
(2)	素案の概要	<p>都市モノレール第1号線の延伸凍結としていたルート（県庁前駅～中央博物館・市立青葉病院区間）について再検証した結果、延伸計画を廃止することとなったため、都市モノレール第1号線に係る都市計画（県庁前駅～中央博物館・市立青葉病院間）の変更を行う。</p> <p>都市モノレール第1号線の都市計画変更に伴い、中央港青葉町線、中央今井町線、西千葉駅稲荷町線、本町星久喜町線、市場町亥鼻線、末広千葉寺町線の都市計画変更を行う。</p> <p>また、自転車走行環境の整備と渋滞解消を目的として、本町星久喜町線及び市場町亥鼻線の都市計画変更を行う。</p>
(3)	都市計画説明会の日時及び場所	<p>日時：令和3年8月28日（土）</p> <p>13：30から14：00まで</p> <p>場所：中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗 （中央区千葉港2丁目1番）</p>
(4)	出席者の人数	<p>2名</p> <p><参考></p> <p>ホームページへのアクセス件数27件</p>

(5)	出席者が述べた質疑 又は意見の要旨	以下「別表」のとおり
(6)	前号の内容に対する 市の回答又は見解	

別表

(5) 出席者が述べた質疑又は意見の要旨	(6) 前号の内容に対する市の回答又は見解
<p>モノレールの駅舎予定地、青葉病院付近などの幅員を縮小することだが、現地にある歩道等を削除し他のものに転換するのか。</p>	<p>都市計画の変更ですので、今回の変更によって即座に現地の構造を何か変更しようというものではありません。</p>
<p>交通渋滞を解消するといっているが、千葉大学病院へ車で通院する人が非常に多い。これによる渋滞である。交差点を変えるといっているが、これでは渋滞は解消しない。これを認識しているか。地元の間人も迂回している。根本を変えないと渋滞は解消しない。住民の意見を良く聴き、やって終わりではなく、やって住民にどれだけ理解が得られたかを聞いて欲しい。今後の計画立案に活かして欲しい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今回の変更は、大和橋・旭橋交差点付近が特に渋滞が多いので、変更するものでございます。今回の意見を受け止めさせていただき、今後の検討に活かしていきたいと思っております。</p>